

中間論点整理を踏まえた法的課題の検討

令和7年12月22日
事務局

【参考】第7回事務局資料(今後検討を深めるべき論点(案))

3. 実施根拠

- 仮にブロッキングを行う場合には、遮断対象や要件の明確化を図ることにより法的安定性を確保する観点から、何らかの法的担保が必要。

4. 妥当性

- ブロッキングの制度設計に当たっても、カジノ規制全般に対する議論抜きにその在り方を検討することは困難。
- 具体的な制度について検討するに当たっては、サイバー対処能力強化法や諸外国の制度を参考にしながら、①遮断義務付けを行う主体、②遮断対象となるサイト、③実体的な要件、④手続的な要件などについて具体的に検討すべき。



➤ 遮断の義務付けを行う主体

カジノサイトの違法性について判断すべき主体は何かなど

➤ 遮断対象となるサイト

運営主体の国外・国内の別について、どのように考えるかなど

➤ 遮断の実体的要件

ブロッキングを実施するための要件(例、他の手段を尽くしたこと)をどのように規定するかなど

➤ 遮断の手続的要件

事前の透明化措置(例:司法関与の要否、遮断対象サイトの公表)、事後の救済措置(例:不服申立手続の整備、結果の公表)について、どう考えるかなど